

大牟田市観光コーディネーター業務の概要

1.業務名

大牟田市観光コーディネーター業務

2.業務の目的

令和4年3月策定の大牟田市観光基本計画に掲げる各種取組の推進において、計画に関わる様々な人、事業者、組織間をつなぐ機能として「観光コーディネーター」を配置し、それぞれの連携を進めることで、取組みの効果を高めるとともに、来訪者の増加や消費の拡大につなげる。

3.業務の概要

令和5年度から6年度にかけて実施した「観光コーディネーター業務（A業務）（B業務）」の充実を図るため、観光需要創出に向けた体験プログラムをはじめとした地域資源の活用および域内回遊を図るための事業者支援に関する以下の業務を実施する。

なお、本プロポーザルの提案者に対し、【必須業務】は業務の実施方法に関する提案を、【提案業務】は提案者が有する知見とノウハウを活かした企画提案を求めるものである。

(1) 【必須業務】体験プログラムの充実・造成支援

…市内の各事業者が実施している体験プログラムの内容の充実のための調整や、新たな体験プログラムの造成を通して、事業者間で自主的に運営できる関係づくりを行うこと。また、充実及び造成した体験プログラムについては、市公式観光サイト「おおむたOne plate」で紹介し、利用促進を図ること。

- ◆ 体験プログラム「こころみたす」に掲載している体験プログラムの充実（提供事業者へのヒアリング及び実施内容等調整）：10件以上
- ◆ 新規体験プログラムの造成：2件以上

※体験プログラムパンフレット「こころみたす」については、市公式観光サイト「おおむたOne plate」を参照すること。（掲載場所：トップページ▷メニュー▷旅に役立つ情報▷パンフレット）

(2) 観光需要創出に向けた地域資源（体験プログラムを含む）の活用

① 【必須業務】地域資源を活用したツアーメニュー等の企画提案

…体験プログラムをはじめとした地域資源を活用したツアーメニュー等の企画提案を行い、造成後のツアー継続や充実に向け、提供事業者とツアー会社等の関係づくりを行うこと。（各種商談会及び展示会等への参加及び情報提供）

- ◆ 商談会や展示会等を活用した観光コンテンツ紹介：2件以上

② 【提案業務】本市への来訪を促すための取組み

(3) 域内回遊の促進に向けた取組み

① 【必須業務】飲食店等のPR促進に向けた支援

…令和7年度に、各飲食店等に特典又は特別メニュー等を提供いただき、市公式観光

サイト「おおむたOne plate」を活用して利用促進を図る取組みを予定している。本業務では、受託者が事業者への参加促進及び支援を実施し、今後の事業者における主体的な取組みを促すこと。

◆ 事業者への参加促進及び支援：20件程度

- ② 【必須業務】 延命公園エリア内及び延命公園エリアから市街地等への回遊促進に向けた支援
…延命公園エリアは、おおむたアリーナや、動物園、ともだちや絵本美術館など魅力あふれる資源を有しており、今後、更なる魅力向上を図ることとしている。本業務では、同エリア内及び同エリアから市街地等（世界遺産関連施設や石炭産業科学館等の各観光資源と飲食店等）への回遊促進を図るためのルートを設定し、「おおむたOne plate」の特集記事やSNS等で情報発信すること。

◆ 「おおむたOne plate」やSNS等を活用した延命公園エリア内及び延命公園エリアから市街地等への回遊促進に向けた情報発信：3件以上（おおむたOne plateの特集記事制作を含む）

- ③ 【提案業務】 来訪者の回遊と消費を促すための取組み

<参考> 令和6年度の観光コーディネーター活動実績は、以下のとおりである。

令和6年度 観光コーディネーター活動実績（一部抜粋）

① ツアー誘致・メディア掲載に係る事業者等のコーディネート（A業務）

- ・新たな体験プログラムとして、刀剣の歴史に触れる街歩きや抹茶づくり、和菓子教室など合計5つの体験プログラムの造成を支援した。
- ・福岡県内のバスツアー「よかバス」において、ツアー造成に向けた商談会に参加し、大牟田市の魅力や観光資源等を紹介し、昨年秋のメニュー造成につなげた。
- ・刀剣や押し花など既存の体験プログラムについて、提供事業者と協議を行い、内容や利用料金などの見直しに関する提言を行うとともに、新たな体験プログラムの造成を検討している市内事業者のサポートなどを行った。

② イベント・域内回遊事業に係る事業者等のコーディネート（B業務）

- ・民間団体が主催する「えきまえマルシェ」や大牟田駅西口カフェでのトークイベント等において、関係者間の調整やWebメディア掲載のサポート等を行った。
- ・飲食等クーポン事業「おおむた宵酔いチケット」の参加事業者を募るとともに、事業者のPRのサポートを行った。（事業者登録：7店舗）
- ・地元で愛される食文化、飲み文化を紹介する企画として、ビアガーデンやラーメンに着目した特集記事の取材・作成などを行い、「おおむたOne plate」で紹介した。

(4) 業務月報の作成

各月に実施した業務の報告書を作成する。

また、業務の進捗に関し、適宜打ち合わせを行う。

(5) 成果のまとめ及び今後の進め方の提案

契約期間終了時に年間の業務の成果を業務成果報告書として提出する。

4.業務実施体制

- ① コーディネート業務を行う者を1名以上配置すること。
- ② コーディネート業務を行う者は、市担当者と十分な意思疎通を図ることができること。
- ③ 業務実施体制に変更が生じる場合、その旨を市に報告し、承認を得ること。

5.業務時間

年間437時間を下限とし、受託者の提案に応じた業務時間を市と協議のうえ決定する。

6. 業務実施にかかる留意事項

- (1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止
受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏れがないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 一括再委託の禁止
受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 連絡調整
業務の実施に当たっては、適宜、市、地域おこし協力隊、事業者等の関係者と連携を図るとともに、それぞれとの協議や連絡調整などが迅速に行えるよう努めること。
- (4) 委託業務完了後の対応
委託業務完了後、業務内容等について市から質疑がある場合は、誠実な対応をすること。

7.特記事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第29号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (2) 市及び受託者は、相互に本業務の実施過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、市が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。
- (3) 業務実施に必要な資料については、所定の手続きにより市から貸与する。

8.権利の取り扱い

この業務の実施過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める規定を含むすべての著作権（著作権法第17条第1項の規定に基づくもの。）は市に帰属し、市が独占的に使用するものとする。

9.情報公開請求について

提出された書類は、参加者に無断で本業務以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本業務実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第7条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。